

## 令和7年度アントレプレナーシップ教育プログラム運営業務 仕様書

### 1 目的

人口減少・少子高齢化が進む中で、県内企業においては人材獲得が経営課題に直結している。この要因としては、和歌山県においては高等教育機関が少なく、加えて素材や金属加工など BtoB を主軸とする企業が多いことから県内での認知が低いいため、そのまま県外で就職してしまうケースも多いことがあげられる。

こうした中、県内の中学生・高校生などに対しアントレプレナーシップ教育プログラムや和歌山県にゆかりのある起業家との交流機会を提供し、社会や地域の課題を発見し、想いをもって主体的に解決策を考え行動する人材を育成する。また、将来の就職の際も、知名度や事業規模だけでなく、「社会的な視点」や「使命感」をもって和歌山で働くことにもつなげる。

### 2 業務内容

#### (1) チャレスピ2025の企画運営

ビジネスプランの作成を通じて自ら課題を発見し、解決策を考え行動する力を養うことを目的としたカリキュラムの企画運営を行う。

#### <カリキュラム>

- ・参加対象者は県内に在住もしくは県内の学校に在学の中学2年生～高校3年生相当とし、30名程度を定員とすること。
- ・カリキュラムは合計30時間程度、延べ10日間程度とし、契約締結日（4月上旬予定）から8月中旬の間で実施すること。  
【想定スケジュール（目安）】  
4月～5月上旬：周知啓発、説明会  
5月中旬～8月中旬：カリキュラムの実施  
8月中旬～8月末：修了証の発行
- ・県内から広く参加できるように、原則オンラインで開催し、授業や試験期間、クラブ活動に配慮した日程、時間帯で実施すること。
- ・作成したビジネスプランで「スタートアップ Jr. アワード」や「日本政策金融公庫高校生ビジネスグランプリ」などのコンテストで入賞できるよう、資料作成及びプレゼンテーション等に関し支援する内容とすること。
- ・カリキュラムの内容に加え、参加者間の円滑なコミュニケーションの形成やカリキュラム日程間のモチベーションの維持、参加者の理解促進や進捗把握など事業効果を高めるための取り組みを提案すること。

#### <その他>

- ・参加者募集にあたっては、チラシの作成・配布、SNSでの募集広告、申込受付など参加者募集を業務に含める。なお、提案に当たっては効果的に参加者を募集できる周知方法を提案すること。
- ・参加者選定にあたっては、オンラインによる募集説明会の開催や説明動画の配信、申込者への面接の実施などを通じ参加者の本プログラムへの理解や動機、本気度などを確認

できる方法を提案すること。

- ・参加回数や課題の提出など一定の条件を満たしたのものには修了証を発行すること（修了証は8月20日を目途に発行することとし、修了の条件と修了証の内容は県と協議すること）。

## (2) チャレスピ2025上級編の企画運営

チャレスピ2025の修了者などを対象とし、起業やビジネスプランの実現に向けてメンタリング（壁打ち）やビジネスフレームワークを活用したビジネスプランの精度アップなどステップアップにつながる学びや気づきとなるコンテンツを提供すること。

### <カリキュラム>

- ・定員は3名程度とすること。
- ・実施期間は10月～3月とし、メンタリング（壁打ち）5回以上、テーマ設定講座5回以上（実施は2週間に1回程度のペース）実施すること。
- ・ビジネスプランの事業化や起業に向けた学びや気づきとなるコンテンツを提案すること。

### <その他>

- ・参加申込者数にかかわらず、申込者及び保護者に面接を実施し、プログラムへの本気度などに基づき参加者を選考する。また、法人化や会社設立などに至る場合、費用面の負担が発生する可能性があるため、保護者からの参加の同意を得ること。

## (3) その他 ※(1)、(2) 共通

- ・必要に応じて起業家や講師を手配し、受講者の主体的な気づきと内発的動機づけとなるよう工夫すること。
- ・参加者と事務局間や参加者間の質問対応や連絡は Web コミュニケーションツールを活用するなど、事務局が内容の把握や管理及びコミュニケーション促進につながるフォローアップを行うこと。
- ・参加者数によって、契約金額の減額の可能性があることから、1名毎の費用の内訳がわかるように見積書に記載すること。
- ・事業実施に当たっては、企画段階から和歌山県アントレプレナーシップ教育アドバイザーと調整連携するとともに、県の他のアントレプレナーシップ関係施策との相乗効果に努めること。
- ・希望する県内の学校教職員、公務員、保護者がプログラムを原則、見学できる仕組みにすること。
- ・受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。なお、業務を効率的に行う上で必要と認められる一部業務については、あらかじめ県の承認を得た場合は、この限りでない。
- ・参加者の理解促進や進捗把握など事業効果を高めるため、カリキュラムに加え、補講や他地域との交流会、参加者同士のオフラインでの交流会などの開催を妨げない。
- ・参加者及び運営スタッフへの適時アンケートを行い、業務の改善につなげること。
- ・事業終了時においては事業の効果や課題を測定・分析し、県に報告すること。

#### 4 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

#### 5 予算上限額

4,400千円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### 6 実績報告

実績報告書を電子媒体、または適した手段により業務期間内に提出すること  
（提出先）

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県商工労働部企業政策局企業振興課 尾崎

E-mail : ozaki\_t0023@pref.wakayama.lg.jp

#### 7 備考

- （1）業務の実施にあたっては、業務内容を十分に理解し、和歌山県と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。
- （2）受託事業者は、業務の実施の際に、知り得た個人情報 は適正に管理し、決して漏洩、不正使用を行わないこと。本契約終了後も同様とする。
- （3）仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、和歌山県と十分に協議の上、決定すること。
- （4）令和7年度の業務が次年度に他の事業者に交代した場合には当該受託者に対し、本事業の運営に必要なデータの受け渡しを含む適切な業務の引継ぎを行うこと。また、次年度の受託者からの質問等については、本委託業務の契約期間が終了した後も令和8年5月末まで誠実に対応すること。